

GAO、女性に対する連邦 STEM 研究助成支給状況を検証（12月14日）

連邦助成受給機関には性別に基づく差別を禁じた高等教育法第9条（Title IX）の遵守が義務付けられているが、政府説明責任局（Government Accountability Office : GAO）は、議会から女性に対する連邦 STEM 研究助成に関する情報提供を要請されたことを受けて作成した報告書「STEM 研究における女性 ～データ・情報共有の向上により、連邦助成支給及び高等教育法第9条遵守に関する監督状況改善の可能性～（Women in STEM Research: Better Data and Information Sharing Could Improve Oversight of Federal Grant-making and Title IX Compliance）」を12月14日に一般公開した。本報告書は、①STEM 分野の連邦研究助成支給における男女差の程度、②連邦省庁による STEM 研究助成受給機関に対する Title IX 遵守徹底の程度、③STEM 研究における女性の進出促進のために実施可能な連邦省庁による対策、の3項目を、国立衛生研究所（National Institutes of Health : NIH）、米国科学財団（National Science Foundation : NSF）、米国食品・農業研究所（National Institute of Food and Agriculture : NIFA）、国防総省（Departments of Defense : DOD）、エネルギー省（Department of Energy : DOE）、及び米航空宇宙局（National Aeronautics and Space Administration : NASA）の6省庁について検証している。その結果、①では、これら6省庁による2009年～2013年の助成支給状況の男女差は、NIH、NSF、NIFAの3省庁では違いが見られなかったものの、DODとDOEの一部の部門においては男女差が確認された他、NASAはデータが不十分でGAOによる分析が不可能であった。②では、DOD及び、NIHの管轄省庁である厚生省（Department of Health and Human Services : HHS）の2省庁は、義務付けられている Title IX 遵守評価を実施していないことが判明した。さらには、大統領令により全連邦省庁による Title IX 遵守の調整機関に指定された司法省（Department of Justice : DOJ）は、STEM 関連省庁間での正式な情報共有プロセスを持たないことが明らかになった。③では、STEM 分野への助成の進出推進のための対策13件が実施可能で、④省庁によるリーダーシップ及び協力強化、⑤助成受給者に対して家族に負担のかからない方針の確立、⑥研究提案書審査過程の監督、⑦学術機関に対する助成・支援、の4つのカテゴリーに分類できることが明らかにされた。なお、GAOは、DOD、DOE、及びNASAに対して更なるデータを収集すること、DOD及びHHSに対して Title IX 遵守評価を実施すること、DOJに対して STEM 省庁間での情報共有を促進することを提案している。

なお、本報告書は、<<http://www.gao.gov/assets/680/673987.pdf>>からダウンロード可能。

Government Accountability Office, Women in STEM Research: Better Data and Information Sharing Could Improve Oversight of Federal Grant-making and Title IX Compliance
<http://www.gao.gov/products/GAO-16-14>